

天草市立新和中学校「いじめ防止基本方針」

いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的、又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。単にけんかやふざけあいであっても、いじめに該当するか否かを見極めを行わなければならない。

本校の基本方針

すべての教職員等が、「いじめは決して許されない」という共通理解のもと、いじめはどの子どもにも起こりうるものであるという認識をもつ中で、「いじめをしない」「いじめさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進める。また、自他の意見に相違があっても、互いを認め合いながら生徒が他者と円滑に過ごすコミュニケーション力を育てる。さらには「生徒が主役」という考え方を大切にする中で、家庭、地域その他の関係機関等との連携のもと、いじめ問題の克服を目指すとともに豊かな人権感覚を育てる教育実践を組織的に行う。

いじめ防止に向けた具体的な取組

未然防止・早期発見の取組み

課題

- 相手を思いやる言葉や態度 SNS 等での情報モラル

取組

- (1) 個性を認め合える学級・学校づくり
 - 報告・連絡・相談を密にした職員間での情報の共有（情報集約担当者を中心とした組織づくり）
 - 生徒のコミュニケーション力を高める場の設定
 - 小さなことでも相談できるような保護者との信頼関係づくり
 - 全教科・領域を通し人権が尊重される授業づくり（支持的風土を土台、学びのUD化）
- (2) 人権教育の充実
 - 人権学習の実施と日常生活における実践化
- (3) 命を大切にする教育の充実
 - 地域教材や地域人材、熊本の心を活用した道徳の授業
 - 「交通安全」「食育」「環境教育」「性に関する指導」の充実
- (4) 自治力を高める生徒会活動
- (5) 保・小・中の連携（SNS 等の諸課題等の情報交換と共通理解）
- (6) 保護者・地域との連携
 - 地域全体での生徒の見守りと生徒の自律をめざした支援体制
- (7) 教職員の研修の充実

新和中学校生徒会 人権宣言

- 一、私たち新和中生は、相手の気持ちを考えて行動します。
- 一、私たち新和中生は、いじめを見て見ぬふりはしません。
- 一、私たち新和中生は、一人一人を大切にし、困っている人がいたら助けます。

そして、日本一笑顔あふれる生徒会にします。

インターネット上のいじめへの対応

インターネットを通じて行われるいじめは、顕在化した場合、大きな事件になっていることが多い、対応が非常に困難である。日頃から、生徒及び保護者に情報モラルについての認識を深めるための啓発が大切である。

(ア) 未然防止のために（生徒・保護者への啓発）

- ・携帯電話・スマホ等の使用に関して、生徒への意識啓発のため使用上の 10 箇条を保護者と生徒で話してもらう機会をつくる。
- ・PTA 総会や研修会等で携帯電話等の安全利用について啓発に努める。
- ・生徒会を中心に、携帯電話等の取扱いについてアンケート等をとり、意識向上を図る。

※国・県の方針に倣い、学校での携帯電話等の持ち込みは原則として禁止とする。

※教師は、インターネットの特殊性による危険の認識・ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し情報モラルに関する指導力の向上を図る。

(イ) 早期発見・早期対応のために

- ・家庭で、携帯電話等を使用して、気になる変化に気づいたら、躊躇なく生徒に問いかけ、すぐ、学校に相談するよう保護者に助言し、協力して取り組む。【当該生徒から受信・発信した携帯電話等の記録を保護者の了解のもと、事実の正確な情報として、つかむ。そして、そこから加害者となる生徒の聞きとりにつなげていく。加害者の携帯電話等の発信の記録も保護者の了解を経て正確な裏付けの情報としてつかむ。】
- ・学校、保護者だけでは解決が困難な事例は、警察等の専門機関と連携する。

いじめ防止対策のための年間計画

4月 家庭訪問（実態把握）、職員間での基本方針の共通理解及びPTA 総会での周知

6月 教育相談・心のアンケート実施、心のきずなを深める月間（人権学習他）

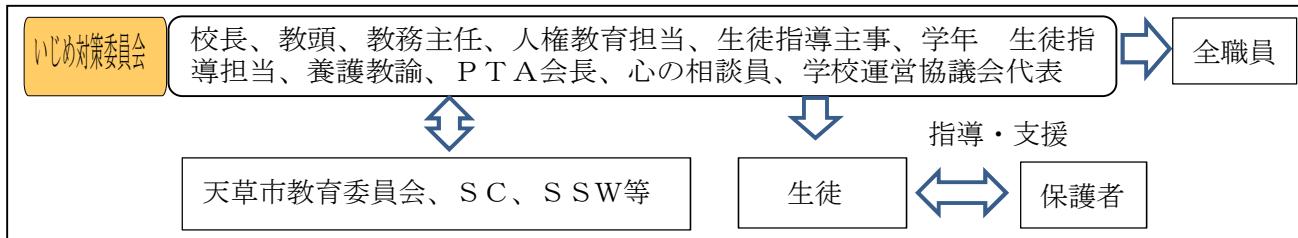
9月～1月 学年ごとに性に関する教育の授業実施

11月 教育相談、人権学習 12月 心のアンケート実施、人権集会

2月 教育相談、中一保健学習「ストレスへの対処」 3月 年間反省と基本方針の見直し

※共通理解のための金曜日の職員朝会、週一回の学年会と月一回の生徒指導推進委員会での情報共有

いじめ防止に向けた本校の組織



いじめを発見した場合の指導と援助の流れ

①被害生徒への対応

- ・本人が把握している状況をしっかり聞き取り、共感的理解に努める。

②学年、学校としての対応を協議：担任一人で対応をせず、必ず相談する。

③被害生徒保護者へ説明（家庭訪問）

④加害生徒への事実確認・指導：加害生徒の言い分もしっかり聞く。しかしいじめは許されないことは譲らない。

⑤学校としての指導方針の決定：生徒指導主事、学年部を中心に検討。管理職に報告し、方針を決定。

⑥被害生徒・保護者への説明：本人及び保護者の思いを受け取り、学校としての方針を伝える。

⑦加害生徒への指導

⑧被害生徒保護者への指導後の説明（家庭訪問）

⑨加害生徒保護者への説明と今後の指導への協力依頼（家庭訪問または保護者召還）

- ・謝罪について、今後の生活の在り方についての確認をする。

⑩周りの生徒への指導（傍観者への指導）

- ・いじめを訴え知らせることが正義であることと学級や学校生活の在り方の指導をする。

⑪継続的観察・保護者との連携の継続（被害生徒の苦痛の解消の確認・いじめ解消から注視期間の設定）

基本方針の点検及び評価について

職員の基本方針の取組に対する自己評価とともに、保護者評価などを学校の評価に取り入れる。また、以下の項目について、客観的かつ適正に評価を行うとともに、学校運営協議会の意見も参考にし、次年度の基本方針作成に生かしていく。

- いじめ防止といじめの調査および分析に関わる内容
- いじめの早期発見および再発防止に関わる内容
- いじめやいじめ防止に対する本校職員の指導および連携に関する内容
- 関係機関との連携に関わる内容

重大事案への対応

ア 速やかに天草市教育委員会に事態発生の報告をするとともに、必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報を行い、支援を要請する。

イ いじめの解決が困難な場合、又は解決しても登校が困難など学校生活に著しい支障を来す場合、被害生徒の今後について天草市教育委員会と協議する。

ウ 加害生徒については、改善が望めず被害生徒の学校生活に著しい支障を来す場合は、加害生徒の今後について天草市教育委員会と協議する。